

平成 21 年度 (2009 年度) 第 1 回箕面市都市計画審議会 議事録

●日 時 平成 21 年 7 月 3 日 (金曜日)
午後 2 時 00 分開会 午後 5 時 30 分閉会

●場 所 箕面市議会委員会室

●出席した委員

会 長	増田 昇	氏	委 員	二石 博昭	氏
委 員	大石 吉部	氏	委 員	増田 京子	氏
委 員	小枝 正幸	氏	委 員	森岡 秀幸	氏
委 員	笹川 秀司	氏	委 員	笹川 吉嗣	氏
委 員	弘本 由香里	氏	委 員	大町 凱彦	氏
委 員	舟橋 國男	氏	委 員	島村 治規	氏
委 員	内海 辰郷	氏	委 員	安井 賢	氏
委 員	神田 隆生	氏	臨時委員	高橋 明男	氏
委 員	中井 博幸	氏			

委員 16 名、臨時委員 1 名 出席
(臨時委員は案件 1 及び案件 2 のみ審議)

●審議した案件とその結果

- 案件 1 箕面市の市街化調整区域における土地利用の基本的なあり方について【諮問】
原案どおり答申
- 案件 2 箕面市市街化調整区域地区計画ガイドラインについて【諮問】
原案どおり答申
- 案件 3 北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更について【付議】
賛成多数につき、原案どおり議決
- 案件 4 北部大阪都市計画高度地区の変更について【付議】
賛成多数につき、原案どおり議決
- 案件 5 箕面市景観計画の変更について【諮問】
賛成多数につき、原案どおり答申
- 案件 6 北部大阪都市計画下水道の変更について【付議】
原案どおり議決
- 案件 7 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しの検討状況について【報告】
議案書に基づき報告
- 案件 8 景観法を用いた山裾景観保全策の検討状況について【報告】
議案書に基づき報告

●事務局（肥爪）

定刻になりましたので、只今から、平成21年度第1回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず始めにマイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しており、後の議事録作成にも影響がございますのでよろしくお願い致します。

各委員におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してからご発言をお願いいたします。次の方が発言される場合には、発言される方の前の青いボタンを押していただきますと先にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。

なお、進行を進めていただきます議長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、出席しております市職員の服装につきましては、上着やネクタイを着用しない軽装による「夏のエコスタイル運動」を実施しておりますのでよろしくお願い致します。

それでは増田会長、よろしくお願いいたします。

●増田会長

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また平素は、本審議会の運営に対しまして、格段のご支援ご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

それではこれより平成21年度第1回箕面市都市計画審議会を進めて参ります。

事務局より所定の報告をお願いいたします。

●事務局（肥爪）

定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員21名中17名でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立いたすものでございます。

なお、池田委員、大西委員、澤木委員より欠席する旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。

また、まだお見えでない委員の方は後ほど来られると思います。

以上でございます。

●増田会長

次に市長さんより挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思います。

●倉田市長

皆さんこんにちは。

いつもお世話になっております。

7月に入って夏もだんだん本番に近づいて参りました。

本日は、箕面市都市計画審議会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、本市都市計画行政をはじめ、市政諸般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日の審議会には、付議案件3件、諮問案件3件、報告案件2件の計8件の審議をお願いいたしております。

まず「箕面市市街化調整区域における土地利用の基本的なあり方について」及び「箕面市市街化調整区域地区計画ガイドラインについて」につきましては、平成19年度から小委員会での議論も踏まえつつ検討の取り組みを進めておるところでございます。前回審議会でのご報告以降、パブリックコメントを実施

し、市としての最終案をとりまとめましたので、今回は審議会に諮問させていただき、答申を得た上は市として意思決定をし、実際の運用に取りかかろうとするものでございます。

次に、箕面森町地区の事業進捗に伴います2つの付議案件と景観計画の変更にかかる諮問案件のあわせて3案件でございませう。

付議案件であります「北部大阪都市計画高度地区の変更について」及び「北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更について」の2案件につきましては昨年12月の都市計画審議会において素案を報告いたしました後に、パブリックコメントや都市計画法第16条に基づく案の縦覧を経て作成した都市計画案の内容につきまして、都市計画決定に向けご審議いただくものです。

また、「箕面市景観計画の変更について」につきましては、箕面森町地区の都市景観形成地区を区域拡大するにあたり、景観計画を変更するため審議会のご意見を伺うべく、諮問するものでございませう。

次に、「北部大阪都市計画下水道の変更について」でございませうが、本市の猪名川流域関連公共下水道において、大阪府の猪名川流域下水道の全体計画と整合させるべく排水区域を拡大することについて、ご審議いただくものです。

次に、「市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しの検討状況について」でございませうが、これは決定権限をもつ大阪府が平成22年度に区域区分の見直しを実施するべく取り組みを進められており、これに向けて、箕面市としての素案作成に向けた方針についてご報告いたすものです。

最後に「景観法を活用した山裾景観保

全策の検討状況について」でございませうが、山なみ景観保全地区の南側いわゆる山裾部における、景観保全のための新たな仕組み構築に向けた検討の取り組みについてご報告いたすものです。

以上の案件につきまして、委員の皆様方におかれましては、どうかそれぞれのお立場から、慎重かつ活発なご審議をお願い申し上げる次第でございませう。

なお、案件1「箕面市市街化調整区域における土地利用の基本的なあり方について」及び案件2「箕面市市街化調整区域地区計画ガイドラインについて」につきましては、この間平成19年度から3カ年にわたり臨時委員の皆様をはじめ、小委員会の委員の皆様には熱心にご議論いただき、おかげさまをもちまして本日諮問する運びとなりました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

以上、誠に簡単ではございませうが、開会にあたりましての私のご挨拶と報告とさせていただきます。ありがとうございます。

●増田会長

ありがとうございます。

本日は、付議案件3件、諮問案件3件、報告案件2件、合計8件についてご審議いただく予定でございませう。

件数も多く大変でございませうが、審議は午後4時半頃を目途に終了したいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたすませう。

まず、本日の案件1及び案件2につきましては、これは先程からもありましたように平成19年から小委員会でも議論を重ねてきましたけれども、小委員会にご参加いただいております臨時委員の方にもご出席いただき、議論に加わっていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の審議の進め方につきまして、お諮りいたします。

本日の案件のうち、案件1及び案件2は市街化調整区域における土地利用に関する案件であり、また、案件3、案件4及び案件5はいずれも箕面森町(水と緑の健康都市)地区の都市計画変更に関する案件でありますことから、それぞれ一括して説明を受け、その後質疑を行い、各案件ごとに議決を行う形で進めて参りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、そのように進めて参ります。

案件1「箕面市の市街化調整区域における土地利用の基本的なあり方」及び案件2「箕面市市街化調整区域地区計画ガイドライン」について、一括して市より説明をお願いします。

案件1 箕面市の市街化調整区域における土地利用の基本的なあり方について【諮問】

案件2 箕面市市街化調整区域地区計画ガイドラインについて【諮問】

●市(まちづくり政策課 上岡)

<案件説明>

●増田会長

そうしましたら平成19年度から小委員会あるいは審議会の中で議論を重ねてきましたけれども最終的にパブリックコメントを受けて、今日ご提案をさせていただくという形で、案の提案をさせていただきました。

何かご意見等、ございませんでしょうか。

はい、大石委員どうぞ。

●大石委員

質問も含めて意見を申し上げたい。

今ご説明のあった中の案件2ですが「地区計画のガイドラインについて」議案書2-4の下から6行目の表現で、関係権利者の概ね全員の同意というのがありますが、前回の審議会でもご意見があったように覚えているんですけども、関係権利者というのは利害関係者ということで理解していいでしょうか。

●増田会長

はい、事務局の方がいかがでしょうか。

●千田課長

基本的には利害関係者全員と考えています。

土地の所有者及び耕作権を持つての方など全てです。

●大石委員

そうしますと利害関係者というと、登記簿謄本に記載されてる土地の所有者及び建物の所有者ということで、土地の所有者、借地権者というふうに理解されますね。

そうした場合、ここにありますように概ね全員の同意というのは物理的に難しくなると思います。

私も建築協定の取り纏めをしたことがあるんですが、区画数、筆数と関係権利者の数がずいぶんと違うんです。例えば粟生新家の場合でしたら、140区画あって、土地の所有者だけで228人でした。それはそれで今の時代の流れですから良いんですけども。何故多いかというと旦那さんと奥さんと共有しておられる、つまり1つの物件を2人で所有しておられる。あるいは子どもさんも含めて4人5人で共有しておられるというケースが多いわけです。そうした場合に1人2人の方の同意の判子はいただけるんですけども5人共有の場合に5人全員にいただくというのは難しい。そこに居住しておられたら良いのですが、居

住しておられない場合が多いので、捺印をいただくといってもなかなかいただけない。

息子は勤めの関係で東京におるとか田舎におるとか、なかなか同意どころの話じゃないし話をする機会も出来ないというのが実態なんです。

それを関係権利者の概ね全員の同意というのは、昔ならともかく物理的に無理があるんじゃないかと思います。

だから趣旨はわかりますけど、この辺の取り扱いについてそういう実態もあるということ認識した上で行政指導していただきたいなど、これ意見です。

●増田会長

はいわかりました。ありがとうございます。

事務局の方は今の意見をいただいとくということによろしいですか。

●千田課長

はい、ご意見としていただきたいと思います。

確かに山林地番とか農地となってきましたと相続などで多岐に分かれていて、地権者の全員の合意というのは難しいと思います。その場合、例えばですが、代表管理者、実際税金を払ってる方とかそういう形で同意をとるというのもあるかと考えますが、今後、検討していきたいと思います。

●増田会長

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

神田委員どうぞ。

●神田委員

その点については困難を極めるとは思いますが、しかしあくまでも権利関係が存在するわけですからそれを“えいや”と切り裂くということは無理があるというふうに思いますので、その辺は慎重

に検討いただくという事が必要だと思います。いずれにしろ基本的には市街化を抑制するというのが大方針ですから、そういう視点でいけば実際に事業として動くかどうか、それ自身、将来どうなるかわかりませんが、それを前提にした上での検討ということを要望しておきたいと思います。

●増田会長

はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

舟橋委員どうぞ。

●舟橋委員

質問ですが、箕面市で数年検討し、お決めになろうとしておりますけれど、隣接市町村との齟齬はないか。つまり、北部大阪都市計画というエリアの中である町はこんなガイドライン、別の町はこんなガイドラインと、たぶん、大阪府全体の方針があると思いますから、そんなかわったものになるとは思いますが、そういう相互の調整とかはあったのか、なかったのかお伺いしたい。

●増田会長

はい、事務局いかがでしょうか。

●広瀬副部長

みどりまちづくり部の広瀬と申します。どうぞよろしくお願ひします。

基本的には大阪府で一律の大阪府版の地区計画のガイドラインというのがありまして、それをベースに考えており、箕面市はそれをもう少し厳しめに決めたいということです。

ご質問の近隣市との調整ということにつきましては、特に近隣市とはやっておりませんが、大阪府と何度か打ち合わせをして、妥当だろうという返事はいただいております。以上です。

●増田会長

はい、よろしいでしょうか。

舟橋委員どうぞ。

●舟橋委員

まあ、ほとんど足並みはそろうので問題はないんですけれども、ある所が非常に厳しくするとそこを逃げてこっちに来るとか、そんな事もあり得ますので伺わせていただきました。

次の件いいでしょうか。1-69ページ、これが今回の結論というところ、一番大事なところだと思うんですけど、最後の行の“必要最小限にとどめた適切な土地利用”というのは、日本語としてはどうでしょうか。つまり土地利用というのは必要最小限とか最大限とかの問題ではありませんので、ここでは都市的土地利用という意味で文脈は組み立てられてると思いますので、出来ればそのような文字を入れておかれた方がいいんじゃないかというふうに思います。

但し書き以降、この場合・この場合は、必要最小限にとどめるというのは何をとどめるのか、たぶん都市的土地利用はなるべくミニマムにしましょうという意味だと思いますので、ちょっと文字を入れられた方がいいんじゃないかと思います。

もう一つありますが、また後でいいですか、今続けていいですか。

●増田会長

続けてご提案・ご意見いただければと。

●舟橋委員

じゃあ、次のページですけれど、下から7行目に“以上の考え方に基づき云々”というところで、土地利用の検討テーマという言い方をされてますけれど、

(ア)～(カ)に至る6つの項目というのは土地利用の検討テーマかな？というのがあります。実質はどんな言葉でも良いんですけれど、私の感じでは“土地

利用の実現を目指す、基本方針の実現に向けて検討するテーマ”とかが良いのではないかと思います。先ほど説明にもありましたが、土地利用のある種のパターンのようなものを指していらっしゃるんじゃないかと思いますので、細かなことというわけですけれど“土地利用の検討テーマ”という表現は少し言葉を換えられた方が良いのではないかと思います。

以上です。

●増田会長

はい、ありがとうございます。事務局なにかございますか。

●千田課長

まず初めの1-69ページの土地利用、これに関しまして、委員おっしゃるように都市的土地利用に限っております。農空間としての農的な土地利用はもっと広くても良いわけですので、ここは都市的土地利用を指しており、ご指摘のとおり修正したいと思います。

続きまして次の52ページの“土地利用の検討テーマ”について、どういう言葉が良いのか、もう一度事務局の方で整理をさせていただきたいと思います。今すぐにどれが良いというのは出てきませんので、会長さんにご相談させていただきたいと思います。

●増田会長

はい、わかりました。ありがとうございます。

他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

島村委員どうぞ。

●島村委員

今までご検討いただいた、これは非常に厳密でよろしいと私は賛成するものですが、1-56・74ページに関して、これからの将来を考えてみた場合、箕面

市の農業予算は過去12～3年の間0.2%、最近でこそ0.3%で、その中身も振興策は非常に少ないのではないかと思えます。

少ない多いは予算の額でいいあてるわけにはいかないですけど、それに従事する職員たちが毎年変わって行って案外農業振興策が従前通りやられているんじゃないかというふうに思われます。そこら辺のところ、農業行政担当者はどのように考えておられるんだろうかというのが私の思っておるところです。

ちなみに土地利用に関して言いますと、先程の市民農園とかいう中で個人に任されている、個人に能力があるんですけども、私個人としては、やはりここは基本的にNPOだとか営利法人でない、いわゆる農業協働会のような形で一度考えてみる必要があるんじゃないかと思っています。

もう一つは担い手の育成ですけどもやっぱり個人経営でなく法人格を持ったいわゆる非営利的な法人ですね、これは行政として模索しておく必要があるんじゃないかと思っています。私の思っているのは以上です。

●増田会長

はい、ありがとうございます。少し(ア)とも関連すると思えますので、事務局の方でお答えいただければと思います。

●野澤課長

農とみどり政策課の野澤です。よろしくお願いたします。

まず農業用・農林水産業費の予算ですが、今ご指摘のとおり平成19年度の決算で9,500万円程度ということで、一般会計の占める割合は0.2%ということになっております。しかしながら、予算

には現れない形での農業振興というのが、基本的にはソフト的な面で非常に多々あると思えます。

近年での取り組みの主なものとしましては、担い手の育成にも関連するんですけども、今年度から農業サポーター制度というものを導入して、農業者の営農継続の支援に取り組んでいます。農業サポーター制度につきましても、基本的には農家の方と市民の方と広くコーディネートするという形で、予算には現れない新しい事業です。

そういった形で予算的には近年伸びはありませんけれども、多々農業振興には取り組んでいるところです。

あと、市民農園だけでの取り組みだけなのかというご指摘なんですけれども、基本的にこの間、市民農園での活用ということも含めて、耕作が放棄されている遊休化されている農地につきましても、そういった活用方法を広くPRするとともに、各地区の農業委員さんのご協力を得て、広く農業者との相談等機会につきましても市民農園での活用を推進してきておるところです。今後も、この市民農園という方法は、広く市民参画による農業の営農継続の環境の支援ということ、農地の保全ということで継続して取り組んでいきます。

また、今般、農地法の改正等がなされています。6月24日に改正農地法が公布されておりますが、それにおきまして、「所有」が最も適当という理念から、今後は農地の「利活用」を促進するという形で、農地制度の本旨が変えられております。そういったところで今後、農地の賃借等につきましても広く担い手の参画が図られていくような制度設計になると思えます。その中で遊休農地であるとか、遊休化しつつある農地につき

ましては広く法人も含めて多様化する参入形態を取り込む中で農業振興・保全に取り組んでいこうと考えております。

●増田会長

はい、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

事務局の方でもう少し補足があるとの事です。

●吉野副理事

補足します。市内の農業の農地の現況と営農者の状況ですが、細分化されていて1戸あたりの農地面積がかなり小さいという事で土地利用がしにくいという一つの欠点があります。

大阪府下平均で0.35ヘクタール、3反半です。全国的には1町3反で、大阪府下はその3分の1以下です。

もう一つの課題としては農家意識です。農家の意識として人に貸す、集団化するとなったとき、先祖伝来引き継がなければいけない、特にごちゃまぜにされると自分の農地がどこかわからなくなってしまっておそれがあると、警戒意識が強く集団化しにくい、ということがあります。

平成17年に意識調査をしておりますが、その時には農家さんに後継者がいないとか、あるいは自分が高齢化したら農地をどうするんですかという質問に、やっぱり人に農地を貸すという意向は非常に少ない。だからそういう話を避けるためにも、それでは自分の農地活用として何が良いんですかという事で、既成市街地の相続税納税猶予の適用がされていない農地について遊休農地的になるのであれば市民農園はどうですか、という形の中で法改正もありまして、市民農園が非常に多くなっているということです。

大きな農業施策の方向性として、農地

の現状、農地の所有形態、構成者の現状、法改正という国の大きな農業の流れ、地産地消を含めた食料需給率の話を踏まえた対応をとっています。しかし、基本的には農地を維持しようと思ったら作った分が売れるという農業経営ができれば一番良いんです。

ところがなかなか農業経営だけではいけない、皆さんもご存じだと思いますけれど国も躍起になって底上げをしていました。農業経営基盤強化促進法という法律があります。その中で品目横断的経営安定対策要項とって今まで下駄を履かしてたんです。買い上げでね。しかし、いつまでも下駄を履かしててもしょうがない、じゃあ農地を集約化してやればいいのではと、このように農政を考えるのは全国一律で考えます。都市農業というのはその次に考えられます。

遊休農地はどこで多いのかというと、北海道・東北・新潟など大きな農業地帯が多いんです。

国の施策は、全国38万ヘクタールある遊休農地を解消するというのが大きな狙いです。だからやる気のあるうちに農地を集めようという事で今、認定農業者や農地利用集積という事についてやっています。

だから都市農業というのと農地の利用集積というやり方は、ちょっと別なんです。都市農業は都市農業のあり方、農地は農地のあり方という事を個別に考えていく、それはやっぱり急速には行かない、遅々として進まない。というのは農地の場合は、生産基盤以上に資産的な活用ということがやっぱりあります。

結局土地として農地は資産であり、適当な好期まで何らかの形で肥培管理とか市民農園にしておいて地価の上昇があったときに転用しようかと、こういう

ような形がやっぱり都市農業地域には捨てきれないんです。だからそういう事ではないんですよという形で出来るだけ農地という生産基盤を活かしてもらいたいという中で我々が今、課長が申し上げました個別の市民農園とか体験農業とかあるいはサポーター付けてやっていただくというような形で今、事業展開しております。

以上でございます。

●増田会長

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。補足でしょうか。

ちょっとお待ちくださいね、市の方の補足をまず。

●山田部長

簡単に申し上げます。

このみどりまちづくり部ができたのは、農業また市街地の緑これを併せて良いまちづくりをして行こうという事で、みどりまちづくり部がまず生まれました。その農業につきましても、まずは視点としましては、儲かる農業が出来たら皆さんやっけてくださいます。ですが、すぐには無理ですので儲ける事が出来る農業の方へ視点を変えていくと、これが大切だという事。

まず、その視点の第1としては朝市で誰が作ってもそこでぱっと売れる。儲かるというシステムをまず作っていききたい。

この仕掛けをまず最初にやりましょうという事で動き出しておりますのでよろしく願いいたします。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

●倉田市長

農業の視点から、今事務局よりお答えは一通りさせていただいたと思っているんですけれども、生産者側、生産者の

仕組みの部分を生懸命やるというのはもちろん、条件整備として必要で、今、担当者の方も頑張ってくれてるんですが、逆に言ったら消費者側ですね、要するに消費のニーズを増やさないと、どうしたって生産は追いついてこない。

例えば、何故うちの市がこの4月から食育推進課というのを立ち上げたかということです。キーメッセージの一つには地元産の物を食べましようと言うのが必ず出てくる、という形にしたいと思っています。併せて、柚子だけが先行していますけれども、商工観光課の方で、何故農産物を何かブランド化したいという事を言っているのかと聞いたら、それも一つの消費ニーズなんですよ。

なので、特に今良い流れではありますので地産地消ニーズをとにかく箕面できっちり増やしていくと、かつ箕面の場合は幸いな事に観光地という部分もありますのでそここのところでも何か売っていける物はないかという事を増やしていきたいと考えています。

いみじくも吉野の方も言いましたけれど、都市農業なんですよ。箕面は典型的な都市農業で誤解を恐れずに言えば、強力な出荷地とかではない。また、なり得ないんです。

例えば新潟とかではドーンと広がってる所でドーンと農業をやっています。そういうところと、同じ土俵で農業をやり生産をして、儲けるという事にはどうしても限界がある。そうすると価値単価を上げていくという努力をしなければ成立しようがない訳です。

なので、その価値だったり単価を上げるという事の努力として、食育側だったり商工観光側だったりのアプローチというのをも併せてやって農業を何とかしていきたいというのが思いなので、農業

政策だけでなく、その三位一体でやっていきたいと思っております。

今その仕掛けを一生懸命やっているところですので、何とかまた良い知恵をいただければというふうに思っています。

以上です。

●増田会長

はい、ありがとうございます。お待たせしました。

大町委員どうぞ。

●大町委員

先程の市民農園に関連するんですが、今現状の市民農園というのは皆さん道具から水の便も悪いもんですから古い風呂桶をあちこち置いてそういうふうな感じで運営してる。だから外観的にも非常に汚い。で、今おっしゃってる市民農園を広げるというのはそういうものをどんどん増やしていくというのが本当に良いのかという事を思いますので、農業公園みたいな事が実際に出来ないか、色んな法上の問題があると思いますがその辺をうまくクリアして、例えば共同の農機具を使わして、個人がいちいち持つとか、それから水も全部水道配管して水を使う。市民がそこへ行ったら手軽にやれるとか、そういうふうな事を少し前向きに検討していただければ良いかなど。いわゆる公園、単に農業するだけじゃなく、公園化するような感じをイメージしていただければと一つ思っています。

それから、先程市長さんがおっしゃった話の中で最近おこっているのは市街地に近いというところで、例えば農業向上、例えば水耕栽培の実体化とか、そういうふうな事になってくると大阪市とかいう非常に大きな市場を抱えてる所で発達する可能性がある。今建築基準法とか色んな問題があってなかなか出来

ませんが、ああいうものが出来るようになると立体化しますから非常に面積の狭いところでも高くすることによって物をたくさん作れるというふうな事もありますので、併せてそういう事を考えておく必要があるかと思っています。

●増田会長

はい、ありがとうございます。たぶん、都市計画審議会の中でこういう農のあり方というのを議論しているというのは、まさに時代的背景ですよ。

やっぱりまちづくりの一環として都市農業があるというのが、これが実態だと思います。小委員会、あるいはこの審議会の中でも、なかなか都計審の中でこの根本としての骨太の方針が出されたり、あるいは（ア）の部分で農地等の土地利用の中で農業振興に対してある一定の施策展開をとるというふうな事を基本として提言しているというのは、いかにも箕面市らしいなという事を思っております。

直接今日の答申案には関係ないかもしれませんが、施策の中で是非とも今日のご意見を踏まえていただければというふうに思います。

ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

今の会長さんのご発言とも関わるんですが、先日も6月26日に国交省の社会資本整備審議会の都市計画部会で都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会報告というものが出されて、これまでも箕面で大型開発を見直せというふうに言ってきましたけれども、これまでの開発の流れではなしに都市の拡大を抑制する事、農地保全をしていくという大方針の転換がここで語られています。農

地についてもこれまでは都市の人口増加や就業構造の変化から都市近郊で農地というのが進んできた。

人口減少が進展しているにもかかわらず依然として宅地等への農地転用は多く、資材置き場や駐車場等が雑然と広がっているのも多く見られる。ここでは都市行政と農地行政の双方の隙間に陥っている農地が転用され、その結果、無秩序な市街化への条件の悪化等双方にとって好ましくない状況を惹起していると。都市政策としても都市近郊や都市外における農の位置づけについて総合的に検討する事が求められるというふうに語られて、21世紀型の方針転換が打ち出されているというふうに感じています。

そういう意味では、この議案について21世紀型の箕面のまちづくり、調整区域をどうするかという事が中心的なテーマですけれど、非常に重要な契機になっていくんじゃないかなというふうに思っています。その前提なんですけど、そこで質問は特にそうは言いながらも北急が仮に延伸して駅が出来るという事になってきますと、萱野のところでの開発圧力は当然高まってきますから、萱野のまちづくりをどうするかという事を将来の15年20年先になるか分かりませんが、それで今は市街化調整区域の検討ですが、その時には線引きをして、市街化区域としてこの提案を図るのかその辺の長期の話になりますけれど、その辺何かお考えがあるのかどうか。お聞きしておきたいと思うのですが。

●増田会長

はい、事務局いかがでしょうか。

●千田課長

委員おっしゃるとおりに北急ありきという訳で今回、このあり方、地区計画

のガイドラインを定めてるわけではありません。将来的に北大阪急行延伸という事が決まればきっと開発圧力、商業業務系の土地利用のニーズ、パークアンドライドの考え、またバスネットワークの再構築なども考えられてくると思います。

また、高齢者社会を迎えて歩いて駅まで行けるまちづくりなど、そういう意味でも住宅の需要が増えてくるという事も考えられます。

そういう背景がある中で、都市的土地利用を進める必要性というのを再検討していかなければなりません。当然土地利用計画をつくらなければスプロール化、バラバラとした土地利用が進んでしまいます。

そういう事もありますので、その時点になればの結論ですが、地権者の十分な意向を踏まえた上で都市計画マスタープランの見直し等をし、調整区域のまま地区計画と合わせて土地利用を図っていくのか、いやいやそれだけではちょっと物足りない、これだけの開発圧力があるのならば線引き見直しも含めて考えるべきか、その時点で再度検討がなされるものと考えます。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

第1案件でだいぶ時間を取っておりますけれど…

はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

今の関連ですけれど、以前からそういう事を私は危惧していたんですけども、具体的にそういうのが来たときには今後、線引きも含めて検討するという事ですけれども、基本はやはり、北急が来たとしても、農がある、今言った農があってそれで箕面のまちとして良いんだ

というふうな方向性を私は今ここで出されてると思いますので、やはり本当にそれまでに農業というものをもっと位置づけさせていかないといけない。結局北急が来たとき線引きもあるのかという事になってしまうと、やっぱりそれまで農業を一生懸命せんでも良いじゃないかということになってしまう。

今折角すごく農業で盛り上がってたんですけれども、この都計審で、でもやっぱり結局そっちの方向へ行くんだという事になりかねませんので、折角私もほんとはよく頑張られて、こうやって作ってこられた今回の市街化調整区域のあり方ですけど、本当にこれを根付かせていくと、だから例えば北急が来たとしても農ある箕面のまちというのが売りで来るんだとそういうふうな事にしていかないといけないと思います。

だから、今回のこれはこういうスタンスでという事ですので、これに関しては私は良としたいと思うんですけど。本当に農業というものを絶対に根付かせていただくという事を強く要望しておきます。線引きの事が無くてもちゃんとやっていけるんだという事を、要望しておきます。

●増田会長

はい、ありがとうございます。だいぶ時間も取りましたけれども。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

だいたいご質問・ご提案等々に関しましてよろしいでしょうか。

そうしましたら、まず案件1でございますけれども、少し文章、文言のチェックというのが残ろうかと思っておりますけれども、今の諮問原案に対しまして、妥当というような形で判断させていただいて、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、ご異議がないようでございますので、本審議会といたしましては、諮問原案を妥当とする内容の答申とすることとします。

次に、案件2「箕面市市街化調整区域地区計画ガイドライン」に関しましては、先程ございましたように、運用の段階で権利者の概ね全員の賛同というあたりを少し慎重に運用していただきたいと、そういうご要望があったという事も踏まえてですけども、諮問原案が妥当と判断し、これを答申の基本的な内容とすることにご異議ございませんでしょうか。

ご異議がないようでございますので、本審議会といたしましては、諮問原案を妥当とする内容の答申とすることとします。どうもありがとうございました。

それでは、案件1、2の審議が終了いたしましたので、この間2年あまり臨時委員としてご参加をいただきました高橋先生にはご退席いただきます。

どうも長い間ありがとうございました。

(臨時委員 退席)

続きまして、案件3「北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更」、案件4「北部大阪都市計画高度地区の変更」及び案件5「箕面市景観計画の変更」について、一括して市より説明をお願いします。

案件3	北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更について【付議】
案件4	北部大阪都市計画高度地区の変更について【付議】
案件5	箕面市景観計画の変更について【諮問】

●市(まちづくり政策課 松政)

<案件説明>

●増田会長

はい、どうもありがとうございました。

案件3・4・5という形で一括してご説明をいただきました。

ただいまのご説明に対しまして、ご質問あるいはご意見がございましたらいかがでしょうか。

はい、舟橋委員どうぞ。

●舟橋委員

全体に対する大きな話ではなく、また文言の話で恐縮ですけど。

用途制限の書き方の表現で3-1-4ページがたぶんこれは一番の正文というか固まったものだと思うんですけども、その一般住宅地区1-2の学校というところでカッコして小中高に限るというふうな表現があり、一方先程の説明のスライドでは小中高をのぞくとかですね、結論的には小中高は駄目ですという意味だと思っておりますけれども。だから結果的には幼稚園しかできないという事かと思っておりますけれども。

そのところは、例えば今の3-1-4ページの一般住宅地区1-2では次に掲げるものは、建築してならないという中で学校とあってカッコして小中高に限るという。この限るといいう方は、小中高に限って建築してはならないという意味だろうと思っておりますけれども。

ちょっと誤解を生む可能性が…わかりにくいなと思われました。一方その同じページで沿道施設地区1というところは、右の方ですけど現在用途地域上準住居になっていますが、それを更に強化して2中高レベルにするという事ですけども、ここでもただし書きのところでは学校とあります。小中高に限る。こうなりますと、準住居ですから大学等はできる訳です。結果的には大学、高専等

は出来るけれど小中高は出来ないとか、なんだかちょっと意味が取りにくいので、最終的には少し文言の整理をしていただいた方が良いのではないかと思います。

以上です。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

事務局の方向かご意見ございますか。いかがですか。

●千田課長

はい、まず前段のパワーポイントの書き方と、計画書の書き方が確かに異なっております。

計画書の方は「限る」と書きながらパワーポイントは「除く」という表現になっております。パワーポイントの方は計画書すべてを書ききるわけにはいかなかったもので、要点だけを掻い摘んだがためにちょっと、逆転した書き方、そのような表現になっております。その辺をご了承願いたいと思います。

計画書の方の一般住宅地区1-2とか、沿道施設地区1のこの表現なんですけれど、もう一度整理はしますが基本的に今先生おっしゃってるとおり小中高は建てられない、この水緑全体がそういう方向でまとめておりますのでよろしくをお願いします。

●増田会長

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

今これは地区計画の変更とかですけど、私はこの町が良いのかどうかという事も含めてお聞きしたいんですが、3-1-1-1ページ、今後のスケジュールで、造成工事の着手が、平成21年2009年秋、今年の秋からぐらいからという事な

んですけれども、府の認可というか許可が下りるのが8月頃だと聞いております。

今日のこのこういうのは、許可を下ろすための審査と考えて良いんでしょうか。それともまた別物なんでしょうか、ちょっとそこだけまず確認いただけますでしょうか。

●増田会長

はい、いかがでしょうか、事務局の方。

●千田課長

はい、今回は都市計画の内容についてルール化をしていこうというもので、この開発許可とは直接には繋がりません。開発許可までに地区計画を定めるということ当初条件付けてまして、良い町を作るがためにそういう条件を付けた。当然、開発許可を受ける前段にはこういうルールが告示されますので、良い内容が盛り込まれていくと考えております。

●増田会長

はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

はい、ありがとうございます。

ちょっと確認ですけれども、ここは大体600から700戸位の家が建っていく事になると思うんですけれども、今の第1区域のあり方を見ていっても、ちょっと大阪府が色々財政の関係で今、造成開発とか止めてるところありますよね。

それで、第1区域の中の第1期、第2期が大体600が張り付くと聞いてるんですけれども、第3期の600の張り付きのための造成はまだ進んでないと思うんですけれども、そういうふうな事はご存じでしょうか。

●増田会長

はい、事務局どうぞ。

●前田専任参事

地域整備担当の前田からお答え申し上げます。

増田委員さんのご質問の既に一部まちびらきがされております第1区域に関しまして、当初の計画は全体で概ねですが1200戸の戸数が予定をされておりますが、既に平成20年12月に使用収益の開始がされましたのが、大体400戸でございます。

この第1区域の中の第1期の計画が400戸で第2期の計画が概ね240戸という事で、残りの約560戸に関しましては、使用収益の開始の時期がまだ未定という段階でございます。

以上でございます。

●増田会長

はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

つまり本来ならこの第3期560戸ですか、造成されてると思うんですけれども、その財政が厳しいという事で工事が先送りになってると思うんですね。

そういう中で今回この豊田通商さんがこの第2区域の開発をされるという事なんですけれども、やっぱりちょっと先行きを見たときに、今日は中身の話ですのであれですけれども、でも私はこういう計画で良いのかというのを考えてますので、今事前にそれをお聞きするんですけれども。本当にこれで、680戸くらいが上手くいくんだろうかなと危機感を感じてまして、正直言いまして大阪府にお話を聞きに行ったんですけれども。

やはり今後のあり方によっては大阪府2015年に撤退するとき、もし保留地が残った場合は大阪府が買い戻さなければならぬとかそういう事があるって言うんですけれども。そういうところの見込みなんかは、ちゃんと見込ま

れた上でのこういう計画になっていっているのかどうか。ちょっと分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

●増田会長

はい、事務局の方よろしく申し上げます。

●伊藤政策総括監

総括監の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

大阪府が現在分譲しております第1区域ですけれども、これにつきましては止めてるとかじゃなくて、順次分譲開始していくという考え方でございまして、今回、地区計画に入れております第2区域につきましても造成工事は平成23年で終わります、平成24年春から分譲しますが、これも一気に分譲するのではなくて、やはり町を徐々に成熟させて行くという事で順次分譲を開始していくという考えですので、一定計画的なまちづくりを形成していきたいという思いでやっていると事業所からは聞いております。

以上でございます。

●増田会長

はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

方向性としてはそうだと思いますけれども、今年度もこの第1区域の第3期工事というのは予算要望しても出されていないという状況ですよね、そういう中でまだ6年あるからその間に何とかやっつけようという事だと思うんですけど、ちょっと今の先行きを見たときには新しい第2区域の開発というのは進めていって良いのかなというふうに思います。

そこで私がもう一つお願いしたいのは、今回開発するところは30ヘクタールくらいあるんですけども、豊田通商

が持っているのは第2区域として大体60ヘクタールくらいなんです。

それで、大阪府条例では50ヘクタール以下は環境アセスしなくて良いという事になってるんですけども、やはり、オオタカというのは環境アセスして出て来た訳じゃないんですね、だからもう一度その環境アセスというのをきちりとした事をする必要があるんじゃないかと思っております。

市の方からその要望をしていただきたいと思いますと思うんです。

これは何故かという色々こここの環境問題に対する、今の農業の話もそうなんですけど、世界的に変わってきており、また日本でも生物多様性基本法というのが昨年出来ました。今までは戦略でしかなかったんですけども、そういうのが出来てきたという中で、やはりこういうしっかりしたアセスというのが必要だと思うんですけども。市の方としてはそういうお考えについて何かありましたらちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

●増田会長

はい、事務局の方いかがでしょう。

●武藤次長

武藤でございます。

先の20年度の議会の答弁でもご存じかと思いますが、平成10年に施行された大阪府の府条例に基づくアセスメントにつきましては、50ヘクタール以上となっております。そして、今回の開発区域については30ヘクタールという事で対象外であると、実施の予定はないと聞いておりますので、ご理解願ひたいと思います。

●増田会長

はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

今、私が2008年度に質問した内容でそうお答えいただいているんだと思うんですけども。生物多様性基本法、これ法律ですよ。まだ昨年出来たところで具体的に都道府県が何しなさいとかこうしなさいというのは出来てないんですけども、やっぱりそういう時代の流れの中で、そしてまた今言いましたようにオオタカっていうのはアセスの中で見つかったものじゃないというところもあるんですから、もう一回、この大きな開発をするときには私は見直すべきだと思ってますので。これは意見としておきます。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

はい、他いかがでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

ダムについての文言が消されたという事で、ダムについてどのようにお考えなのかというのと、後この第2区域の開発は豊田通商がという事だと思うんですが、造成あるいは付け替え市道の負担等もですね、豊田通商でという事になったのかどうか確認しておきたいのと、あと第2区域の…今、増田委員が言われた残りの部分ですね、これなんで一体的に造成の計画が出されなかったのか。その辺のところもご答弁いただきたいんですが。

●増田会長

はい、事務局の方よろしくお願ひします。

●前田専任参事

神田委員さんのご質問の中で、特にダムの関係と第2区域の残りの部分に関しての質問にお答え申し上げます。

まずダムの関係ですが、今年の3月に国の方からダムの計画が出ましてその

内容、あるいはこの間、国の方から言われているのは概ね30年間ダムを中止するという事が言われております。

30年間でございますので、非常に長い間凍結、計画が先送りされるという事でございます。問題はこのダムを中心にして、いわゆる止々呂美の旧の地域の皆様方と国等との話し合い、あるいは一定の約束事等があるんですが、それに関しまして現在、箕面市あるいは大阪府も入りまして、地元止々呂美の皆様方と国との間で色々話し合いを行っております。

特に自治会館の問題でありますとか、あるいは小中学校跡地の問題でありますとか市の責任はどこまで、市の関わりとしてはどこまでやるのかというふうな事を含めまして、現在地元の皆さま方と協議話し合いの最中でございます。

次に森町におけます第2区域の残りの部分でございますが、先程からありますように森町の第2区域に関しましては全体で概ね60ヘクタールございまして、今回約30ヘクタール概ね600数十戸の造成が予定されておりますが、残りの約30～32ヘクタールに関しましてどうなっているのかというご質問ですが、これは現在豊田通商の方、地権者の方が全体的な販売状況等々を見る中でどうするのかという事を判断するというふうに承っております。すなわち何年を目処にどういうふうな形で造成をしていくのかという事は現在、俎上としては上がってございません。

以上でございます。

●増田会長

はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

あとこの、造成や付け替え市道の負担ですね。

これ、豊田通商でたぶんやるという事になってるんだと思うんですが、これだけ確認しときたい。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

●武藤次長

付け替え市道の、負担の話なんですけれども、事業者、開発事業者が負担するもので大阪府とか箕面市が負担するものではございません。

●増田会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

はい、他いかがでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

景観計画変更のところの5-3ページで植栽は郷土種という事が書かれています。特に住宅の庭でも郷土種を植えるようにという事になっているのは、これそのものは良い事じゃないか、ああいう自然のまっただ中の町ですから、あそこのすぐ横の向かいの山の鉢伏山のでっぺんなんかにいきましたら、ナンキンハゼが箕面の山麓線に街路樹がたくさん非常に綺麗な、風景としては綺麗なんですけど外来種でね、自然の山の中でナンキンハゼがニョキニョキというのは如何なものかというふうに思いますし、ナンキンハゼの発生というのは春日神社の原生林でも問題になっているというふうにどこかで聞いた事があるんですけども、そういう意味ではこういうふうな庭の植木ですら在来種でという事が決められるのは特にあの中では良い事かなというふうに思います。そうであれば第1区域の中では、立派なケヤキなんか植えられるんですけども街路樹についてもあるいは公園の樹木等についてもそういう方向で検討してい

ただくように豊田通商とも協力していく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、この点についてどうでしょう。

●増田会長

はい、事務局いかがでしょうか。

●千田課長

はい、個人さんの家につきましては、まちづくり推進条例の緑化協議がございます。

また街路樹や公園、豊田通商の開発地でも当然街路樹や公園というのは出て来ます。その中での協議、関係課と連携しましてそういう方向で進めていきたいと考えております。

●増田会長

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

はい、大町委員どうぞ。先に手を挙げられてましたので。

●大町委員

5-3ページの樹木のところの項目ですけれど、ここに初めから高木と書いてあるんですけども、木というのは育つ訳ですからだんだん大きくなって行くわけですが、初めから高い木を植えないといけないのかという疑問が出て来ますので、精神はその通りだと思うのですが、その辺をもう少し現実的な問題にした方が良いんじゃないかと考えます。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

●千田課長

高木と言いましても、当初に植えるのは10mも20mものではありません。3m程度の稚樹ではないですが一定低い高木です。そこから育って行って大きくなるものと考えています。

ただここで、中・高木と入れてますのは低木では駄目ですよという意思表示

のために入れております。

●増田会長

よろしいでしょうか、はい。他いかがでしょうか。

はい、森岡委員どうぞ。

●森岡委員

同じく5-3ページの里山の方の記述ですが、緑地面積の何%以上というふうに謳っております。

おそらくこれは今の木の大きさで、ある程度面積をカウントするような指導をされると思うんですが、緑地面積というような縛りも、こういうふうに計画の上では一番馴染みやすいのかも分かりませんが、見え方と言いますか、お隣とのしつらえ方っていうかそういったような、その辺の事については指導なりあるいはもうちょっと柔らかい段階で考えていかれるのかちょっとその辺を教えてください。面積を確保すればいいのかということですが。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

●千田課長

はい、ここには書き込めてないですが里山住宅地区、庭の中に農園があるというようなイメージを想定しています。

実際の緑化協議・景観協議の中では、例えば玄関先、駐車場の端っこにでも良いから高木を植えて街路樹になるような、皆さんがシンボルツリーを作るとなると街路樹的になりますが、そういう指導などもしております。

この150㎡・200㎡というのは緑地の投影面積であり、農園などもカウントして里山らしい風景というのを醸し出していただきたいという指導をしています。

●増田会長

よろしいでしょうか。

はい、舟橋委員どうぞ。

●舟橋委員

文言にばかり拘って、恐縮ですけどいいですので、5-4ページの“4・沿道施設地区1”というところですけど、ここの3行ばかりは、主語と述語の関係があまりはっきりしないように受けますので2つの文章かなと思います。最初は屋根及び壁については周辺と調和せよと、止々呂美東西線のところのファサードや敷き際のしつらえという事ですから、これは親しみを感じられるようにしてくださいという、たぶん2つの趣旨が入ってるように思いますので、この3行はこのまま読みますと仕上げに配慮するのは屋根及び壁もかなとか色々読みが混乱するような気がしますがいかがでしょうか。

●増田会長

はい、事務局いかがでしょうか。

●千田課長

屋根や壁については周辺の緑や住宅地と調和するものとする、というところで切っていきたいと思います。

ただ、景観審議会も経ていましてそちらの方での審議事項だと思います。この方向で修正をしますが景観審議会の委員さんにもこの旨、報告させていただきまして、進めさせていただきたいと思います。

●増田会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

案件そのものに対しては文言の整理が少し残されるという事でございます。

あと一方、開発計画そのものについては多様なご意見をいただいておりますので、それに関しましては市の方も真摯に受け止めていただければというふうに思います。

あと、一点だけですがけれどもナンキンハゼというのは、たぶん鳥が媒介して播種をしてしまうものですから色んな所で出てくると、どうもニュータウンとか町が出来ると外来種が風で運ばれたり鳥に運ばれたりして植生が無国籍化するというような状態が起こるといふ、困った問題ですが、極力郷土種をという事は大事な事だといふふうに思います。少し専門分野でございますので。

はい、ありがとうございます。

そうしたら、1案件ずつお諮りをしていくということにしたいと思います。

まず、案件3でございますが、北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更に関しまして付議案件が妥当と判断して原案通り議決いたしてよろしいでしょうか。

はい、反対意見があるという事でございますので、よろしく申し上げます。

●神田委員

今の段階になってまだ非常に先の見通しも、第1区域の売れ行きを見ただけでもどうなるか。第2区域は豊田通商さんがやられるという事で、どういう見通しになるのかよく分かりませんが、いずれにしても当初計画から私は自然破壊の税金投入の大規模開発を見直せという立場で反対してきまして、先程の調整区域の都市計画の事案は21世紀型に切り替わりつつあるなというのを確信するものですが、これはもう全く20世紀型の市街地の拡大だけを目的にした都市づくりという中にもちょっと今風にアレンジせざるを得んという中身になってます。中身そのものについては言いませんけれども、その出発点について反対をしてきましたので、改めて反対の立場を表明しておきたいといふふうに思います。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

もうお一人、はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

私も反対の立場なんですけれども。さっきアセスの件もちょっと質問させていただいたりしてるんですけど。

よくここ、私たちは歩くんですけれども、鹿の出方が…鹿が歩いてるんですけれども、本当に行く度に鹿が現れる出現率が増えてきているとかいふのを見ますと、本当はこの今やってる第1区域の工事中、ある程度造成も出来て人も住み着いてるんですけれども、今の現状でも私は事後アセスというか、そんなことをちゃんと見てみるべきだなとすごく感じてます。

だからそういう事も含めて、この第2区域が豊田通商さんがこういう形で本当に開発されるのかどうか、ちょっと分かりませんが、もうちょっとこの区域のあり方なんかも、もっと緑地を取るとかしていかないといけないんじゃないかという事を強く感じております。

このような形での都市計画というかそれには認められないと思いますので反対させていただきます。

●増田会長

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたらお二人の方から反対意見がございましたので、この案件に関しましては採決を取らしていただきたいと思います。

付議案件について妥当と判断して原案どおり議決してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございます。従いまして付議原案を妥当とする旨、報告させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、案件4でございます。北部大阪都市計画高度地区の変更に関しまして付議案件が妥当と判断して原案通り議決してよろしいでしょうか。

はい、神田委員よろしくお願ひします。

●神田委員

先程と同趣旨で、反対を表明しておきたいと思っております。

以上です。

●増田会長

はい、ありがとうございます。増田委員も反対という事で。

はい、そうしたら反対のご意見がございましたので、これに関しましても採決をさせていただきたいと思っております。

付議案件を妥当と判断して原案通り議決してよろしいでしょうか。賛成の場合は挙手をお願いしたいと思います。

はい、ありがとうございます。

賛成多数でございますので原案通りという事で議決したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、案件5箕面市景観計画の変更について諮問原案が妥当と判断し、これを答申の基本的な内容とする事にご異議ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

●神田委員

はい、これにつきましても案件3と同様の趣旨で反対を表明しておきます。

●増田会長

はい、わかりました。

反対意見がございましたので、その他の反対意見よろしいでしょうか。

それでは、これも同様に異議がござい

ますので、採決を行いたいと思っております。

本審議会としましては諮問原案を妥当とする内容の答申とする事で、賛成の方挙手をお願いしたいと思います。

はい、ありがとうございます。

賛成多数でございますので、諮問原案を妥当とする内容の答申とする事にさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして案件6でございます。北部大阪都市計画下水道の変更につきまして市の方から説明をお願いしたいと思います。

案件6 北部大阪都市計画下水道の変更について【付議】

●市（下水道課 江口）

<案件説明>

●増田会長

はい、どうもありがとうございました。ただいまご説明のあった内容に関しましてご意見またはご質問等ございましたらいかがでしょうか。

はい、森岡委員どうぞ。

●森岡委員

ちょっと聞き落としたのか分かりませんが、今回追加する面積は、基本的に汚水だという考え方でよろしいんですね、その確認だけお願いします。

●佐多課長

下水道課の佐多からお答えいたします。これにつきましては、雨水も含めてです。

●増田会長

はい、よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

特別ございませんでしょうか。

もしもございませんでしたら、ただいまの案件6に関しまして、原案通りという事でよろしいでしょうか。

いかがでしょうか、よろしいでしょう

か。

はい、どうもありがとうございます。

異議がございませんので原案通りという形で付議案件として妥当と判断し原案通り議決したいと思います。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

●大町委員

会長恐れ入ります。

案件そのものについては採決で結構ですが、実は私は全国の下水道の整備状況を色々と調べているんですが、箕面市の如くこれくらいの人口密度で普及率が99.9%という都市は非常に珍しいと思っております。

この、普及率というのを市民全体がもっと共有して大事にしていきたいなとこんなふうに考えておりますので、関係部署の方も常々お考えと思っておりますがよろしく願いしたいと思っております。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

市民で共有するよという事で、情報の発信なりご検討いただきたいという事でした。

ありがとうございました。他よろしいでしょうか。

はい、それではこれで一応諮問案件並びに付議案件は終了いたしまして、あと2件報告案件が残っております。

続きまして案件7、先程も少し議論が出ておりましたけれど、「市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しの検討状況」についてを議題といたします。これも市の方から説明お願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

案件7 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しの検討状況について【報告】

●市（まちづくり政策課 松政）

<案件説明>

●増田会長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまご説明のございました内容について、質問あるいはご意見をいただきたいと思っておりますけれども、少しお断りをお願いしておきたいのは最初に4時半という事を目標にとという事を言いましたけれども、私の司会進行がまずいという事と皆さん方の活発なご意見をいただいたという事で少し時間が延びておりますが、もう後1つ案件がございますのでひよっとしたら5時くらいまで掛かるかもしれませんが、その旨お許しをいただきまして進めていきたいと思っております。

よろしく願いしたいと思っております。

ただいまの市の方針に関しましてご意見あるいはご質問等ございましたら、いかがでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

5年ごとの線引き見直しという事で、また5年後にあるのか無いのかよく分かりませんが、あると考えると今回は今出された方向で見直しをしないという事になるかと思うんですが。だから、次の5年後の線引き見直しがひとつ重要になってくるんじゃないかなと思います。

今日の案件1・2は、概ね10年を当面のスパンにしてますから、そうなると思意見募集という事で説明がありましたけれど、相談窓口の設置、ここでどうい声の寄せられるのかというものをよ

く集約すると同時に、この今日決められた1・2の方針についてもよく説明していただいて、この5年後あるいは10年後のこのまちづくりに活かしていくという意味でも慎重に対応していただきたいというふうに思うんですが、この辺について何かお考えあるんでしょうか。

●増田会長

はい、事務局の方いかがでしょうか。

●千田課長

はい。相談窓口は8月広報で「線引きの見直しを始めます」という表明をし、スタートしたいと思っています。

そこではおそらく個別対応を中心に相談がかかってくると思います。その時に制度の内容についてしっかり説明をして、個別での対応は難しい事と、さらに地権者さんの意向など、どういうふうに今現在思われているか、地権者さんの中には手を挙げればすぐ線引き見直しも出来ると思っておられる方もおられますし、土台無理だと色々と悩まれている方もおられると思います。市としては意向把握を含めて将来を見通しながら説明したいと考えております。

●増田会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他いかがでしょうか。

はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

そういう、それも私は大事な事だなと思うんですけど、もう一つ、7-9ページですか市街化区域の拡大についてなんですけれども、5年前の時でしたか市民の方から反対に市街化調整区域への、市街化区域から市街化調整区域への逆線引きと言いますか、そういうことを言われている人もいたと思うんですね。

それで、今色々山麓部の事、あと景観

なんかも出てくるんですけれども、やはりそういう逆線引きの事なんかも相談に来られるかもしれないし、反対にそういうふうにこれから箕面は緑や農を大事にしていくんだから、そういう方法もありますとか、そういう提案も必要じゃないかなと思うんですが、その辺についてはお考えあるんでしょうか。

●増田会長

はい、事務局の方いかがでしょうか。

●千田課長

個別の対応として逆線引きを出来るんじゃないかというのを以前に聞いた事があります。

接道要件もなくて税金は高い、なんとか市街化調整区域にしてくれたら安くなるからと、そういうご相談はありました。

ただ、都市計画ですので一定のまとまりや町全体を見据えた上での逆線をするという考えが必要ですのでその辺もお伝えしていきたいと考えています。

●増田会長

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

はい、そうしたら一応今日の基本方針としましては、市街化区域の拡大を積極的に図る必要性は低いと、見直す必要性はないというふうな事を基本方針として、これから進んでいきたいという事でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、最後の案件でございます。続きまして案件8「景観法を活用した山裾景観保全策の検討状況」について、市から説明をお願いします。

案件8 景観法を用いた山裾景観保全策の検討状況について【報告】

●市（まちづくり政策課 村上）

<案件説明>

●増田会長

はい、どうもありがとうございます。

箕面市の大きな財産でもある山なみ景観の保全、それをやるためにも手前の山裾部の景観対策というのは非常に重要だという事で、今日新たな施策展開という事でご報告をいただきました。

今日はこれから検討するにあたり、少し皆さんのご意見をいただきたいという事ですので、アイデア等々ですね、ご意見いただければと思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。
いかがでしょうか。

はい、中井委員。

●中井委員

6月の都市景観審議会にも出させていただいて傍聴させていただきましたけれども、その席で確か中高層住宅の建て替え等についても検討という事はあまり触れられなかったように思ひますが、今日は説明の中でその事が触れられておりました。これが触れられてきますと、この審議自体が非常に難しいものになってくるのではないのかと思ひますけれども、事務局の考え方をお聞きしたいと思ひます。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

●千田課長

中高層建築物の建て替え、如意谷の住宅や栗生第2住宅など、今後そういうものが出てくると思ひます。

基本的にそういう住宅の建て替えにつきましても、今、住宅マスタープランを別の部署で検討してまして、その中で基本的には見ていくというのが本道です。

景観サイドとしましては、当然その建

物の建て替えによって山なみ景観へ影響を及ぼす山裾部での建築になることから、その時に景観面の配慮としてどのような基準が持てるのか検討しようとするものです。土地利用規制になってしまうと別の問題になりますので景観面から見てどのようなレベルで山なみ景観への配慮が出来るのかというのを検討していきたいと考えています。

●増田会長

よろしいでしょうか、はい。

はい、中井委員どうぞ。

●中井委員

それは、普通の山裾部の土地、ただ所有しているだけのものではなく、その建物の各所有、マンション分譲であれば各戸所有になると思うのですが、もしも景観上階層を下げろとかそんな話が出るのであれば、非常に難しいものが出てくるんじゃないかなと思ひます。

この景観というものは、例えば、その建物の色をどうするとか、そういう事だけの話なんですか。そのところをはっきりしといた方が良くと思ひます。

●増田会長

はい、事務局いかがでしょうか。

●山田部長

まず大きな視点としては今ある緑をどう残そうかという事が大きな視点になります。

既存の建物の建て替えに対して景観面がどこまでするのかというような、順番からいくとかなり後ろの方かなという考えです。

ですので、その辺の度合いをどうつけていくのか、一番最初に今ある良い緑をどう守るのかと、これをどう守って次の段階に入っていくか、3つ目くらいのところ先に行くわけにはちょっと難しいので、その辺はちょっと時間をいた

だいたいでご答弁させていただけたら
と思います。

●増田会長

たぶん、先程も手順1のところ市街
化区域なのか市街化調整区域なのかの
区別の中でどう考えていくべきか或い
は土地利用の状況ですね、もう既に建っ
てるところなのか、或いは新規開発なの
か、或いは現状の緑がその中でどれく
らい担保されているのかというふうな
事を踏まえてこれから議論をしていく
という事でございますので、その辺重々
に慎重に議論を重ねていただければと
いうふうに思います。

はい、他いかがでしょうか。

はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

これは景観基本計画の中で改訂して
いくという事になると思うんですけれ
ど。2007年ですよね、箕面市がその
景観法に基づく基本計画とか条例を改
正したり策定していったりしたと思う
んですけれど。その時にもそういう議論
はされていたと思うんですよね。

でも、その時には取り入れられなかつ
た分を今後入れていって、更にこの景観
という視点から緑と言われましたけれ
ど、緑を守っていこうというスタンスだ
と思うんですけれど。

あの基本計画の時には、どうしてこれ
が入れられなかったのか、それとも入れ
てるけどもっと強化するんだというス
タンスなのか、ちょっとこれで本当に緑
を景観を守れるのか正直言って不安な
んですよね、これから大まかな方向とい
う事なんですけれども、その辺の考えを
お聞かせください。

●増田会長

はい、いかがでしょうか、事務局の方。

●千田課長

今のお話ですが、3点あると思いま
す。まず、平成20年の時に景観条例か
ら景観法を使った仕組みにステップア
ップしました。その時は、その時点にあ
る重点地区、都市景観形成地区、山なみ
景観保全地区や配慮地区ですが、まず条
例に基づいたものを景観法に移行しよ
うとすることを大前提に考えていまし
た。その時にあわせて基本計画も変更し
ましたが、先程のスライドに出て来たよ
うに山裾の部分についての記述をかな
り盛り込んでいます。

山裾の部分についても何らかの検討
をしなければならないというのは理
解しておりました。ただ、あの時点では
まず条例から法の基準にスライドしよ
うというのを大前提に動いていました。
その中でまたパブリックコメントをさ
せていただいたときに山裾部での緑の
保全について、視点場を使ったコント
ロールを検討してはどうかというご提案
もいただいております、今後、これは
やっていかないといけないという意識
のもとに随時どういう基準が設けられ
るのかと検討してまいりました。
昨今、マンションや有料老人ホーム問題
がありまして、これは待ったなしだなど
いう事で今回この検討を表明して行う
運びになりました。

●増田会長

よろしいでしょうか。

はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

その時もあったけれども、その時は出
し切れなくて今回ステップアップとし
てやっていくという事ですね、それで良
いです。

それで、そうするとこれ、まだこれか
ら細かい事はしていくという事なんで
すけれども、でもどれくらい規制力とい

うかそういうのが働くのかなっていう気がするんですけれども。

●増田会長

はい、事務局の方よろしくお願ひします。

●山田部長

実際のところ、市長からは絶対に緑を守ってくれと、こういう熱い思いで私どもの部を作ったんだと言われてます。

今、景観審議会にも都市計画審議会にも色んな方にご意見をいただいてバージョンアップをしていきたいというのが本音のところなんです。

景観の中で建物が出て来てそれを止めてどうしようかと、これは出来ない話だと思ってます。基本的に、止めるのであれば買うか、それとも関東の方でやられてる都市緑地法の中で特別緑地保全地域を指定していくという手法などもあります。

開発が起こる理由の多くは、相続税の関係でどうしても山を持ちこたえられない、だから手放す。そうしますと開発業者は当然買いますからそこに開発が出て来て、えらいことだ大変だという事になります。

例えば、特別緑地保全区域になりますと相続税の8割が軽減されますが、相続税は市の方になんの収入的影響も受けませんので、これは良いのではないかと私個人は思っております。

ただし、土地所有者の方が、よっしゃ協力してやろうということがあって初めて出来る話で、まずはその、土地所有者の方々に緑を守ってもらえませんかという事をお願いした中で、その制度を活用していきたい。これでなんとか止めたいというふうには思っております。

さらにもっと良い止める方法があれば、色んなご意見をいただいて、それを

市としては積極的にやっていきたいという思いです。

●増田会長

はい、よろしいでしょうか。

はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

私も、ちょっとまとまった緑というのは、どうするのかなと思っていて、そのことで都市緑地法というのがあったものですから、特別緑地保全地区というかそういうのが出来ればいいなと思ってたところなんですけれども、まあそこまで考えられているのなら積極的に、是非取り組んでいただきたいと思ひます。

これは要望にしておきます。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

はい、他いかがでしょうか。

はい、笹川委員どうぞ。

●笹川委員

今説明をお聞きしたんですけれども、この山裾部分というのは先程も意見がありましたけれども、家、それから樹木、それぞれ権利のあるものが顕在するわけですね。それらについて、一応市の担当者以外にも専門家にチェックをいただくと、眺望しながらあそこを残さない、あれは良いですよと、それは結構かと思うんですけれど、それともう一つ、パブリックコメントでみんなに意見を聞きましょうと、パブリックコメントというのは、言葉は簡単ですけど、今までの都計審でもパブリックコメントというのは大いに利用させてもらってますけど、本当にその意見そのものが、100%これで集約できたと、これは言えないと思うんです。

特にこういうふうには、山裾部分の個人的なお家とかそういう関係の分については、パブリックコメントだけじゃなく

てその地域へ出向いて、趣旨をよく説明されて、その同意を得ながらやらないと、いや、もうちはパブリックでしました、意見はありませんでした、それで都計審でも承認いただきましたと、いう事で進みますと、これではいずれ反感を買うんで、特にお家とかそういう関係について色彩とかなんとかいうのは、専門家というものは外から見る外の人です、住んでる人ではない、おそらくよその人です。

高いとこ立って、ああ景色よろしいな、こうしなさいとこう言うだけやからね、そういう事ではなしに、もう少し地元に入り込んで、大勢の方の意見を聞いて、個々にもあたって、そこまでしてあげないと将来その後を引き継ぐ方も当然出て来ますし、そういう観点から十分に地元と密着して、検討していただきたいと、それをひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

はい、今のに関連したご意見でしょうか。そうしたら今のに関連したご意見を聞いてから少し事務局の方ご答弁いただければと思ひますので、弘本委員どうぞ。

●弘本委員

今の笹川委員と同じような事を私も思っているのですけれども、京都市の景観政策なんかもそうなんですけれども景観保全するために、規制をかけていく、強化していくという事はもちろんとでも有効な手段で重要な事ですので、こうした事を検討してっていくというのはとても良い事だと思っているんですけども、一方で上から規制するだけでは決して上手くいかない問題と言ひますか、必ずしも規制だけで景観というも

のがこう美しく保全されていくというわけではないという事も明らかな事として、そのためには上からの規制の部分とそれからそのボトムアップ型のまちづくりというものを活性化していくって事と、その両方を同時に並行してやっていかないと持続的に良い景観を保っていくという、特にこの市街地と山との際の所の景観を保っていくという事は難しいと思ひますね、ですので箕面市はずっとまちづくり支援というものも力を入れてこられたという歴史もお持ちだと思ひますけども、この今回の対象エリアの中でどのようにその地域のまちづくり支援を行っていくのかというような事も併せて、やっぱり検討していかれないといけないのかなというように感じていますのでよろしくお願ひいたします。

●増田会長

はい、わかりました。ありがとうございます。

内海委員も関連する意見でしょうか。はい、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●内海委員

あの、時間もあれなんで簡単に、今回の件で山裾部の景観保全条例というように事を、景観計画の変更とか案を作る事だけではなしに、そういう新たな条例制定を考えているのかという事、4月にゴールだと言われてるのが1つと、8-7ページにある関連法令等の調査っていう事で書かれているんですが、この関連法令というのはどれくらい、どういう法令があつてどういう条例を想定されているのか、その2点をちょっとお尋ねしたいと思ひます。

●増田会長

はい、わかりました。そうしたら事務

局の方、前のお二人のもう少し地元との連携、或いはボトムアップと、トップダウン的なやり方との連携のあり方とか、地元意見の調整・集約のやり方とかいうご意見もあって、それも踏まえて両方ともお答えいただければと思います。

よろしく願いいたします。

●千田課長

地元の方の意見の摺り合わせなり聴取ですが、山なみ景観保全地区、さらにもう一つ上の地区ですが、これを指定したときもこの課題はかなり言われていました。

山なみ景観保全地区では、緑地60%を義務づける厳しい基準になってますが、地元に入ってかなり密に話をしたり、またイベントを通して地元と折衝されたというのを聞いております。

今はまだ検討を始めた段階で具体的にどのような形を取って話し合いをしていくのか、意見交換をするのか、意見募集をするのかというのは未定な部分ですが、その辺はしっかりやっていきたいと、また基準の中身を分かりやすいものにしていきたいと考えております。

次の内海委員からのご意見ですが、現況調査、関連法令等の調査ですが、まず法令調査というのは都市計画法や都市緑地法であり、また、まちづくり推進条例、その他関連する法律を整理しました。どういう基準が今現在あるのか、どういう網が掛かっているのか等を整理して、例えば、都市緑地法では、先程山田部長の方も答弁させていただきましたが、どのような制度があるのかなどを調査しています。

最後に今後、今回新たな条例制定を考えているのかという事ですが、新たな条例の変更・策定というのは考えておりま

せん。

基本計画・都市景観基本計画の追記変更、それから景観法に基づく景観計画の変更、それと景観条例の変更を考えております。

まずは、内容によってはまちづくり推進条例の、例えばですが、緑化基準を増やすという事になるとその基準の変更等があるかと考えております。

●増田会長

よろしいでしょうか。

はい。

●内海委員

それをお聞きしたのは、これから詳細に検討されるので、ちょっと要望も含めた意見を申し上げたいんですが、私が一つ条例に拘っているのは、これは笹川さんとか弘本委員さんからもありましたように、4月までのかなり短いタイトな中でやるという事です、上からだけじゃなしに下からのボトムアップという事も含めると、私は少なくとも4月のゴールを是とするならば、やはり議会で9月、12月、2月と徹底した議論が出来るようにして欲しいという気持ちがあるんです。

この前の老人ホームだって、その計画が中止になったというのは、やっぱり理事者がいち早く方針を出して議会も全会一致でやったということ、両者の両輪でやったという経過があるという事を大事にして欲しいという思いがあるんです。

ですから、そういう事も考えると新たな条例制定でも考えるくらいの気持ちで取り組むべきじゃないかなというのが1つ…まあそれが1つ要望ですね。

新たにこれをする事は私は良い事だろうと思うんですが、攻撃的なそういう意味は1つと、もう1つは笹川さんも

おっしゃったんですが、守備的な事も同時に考えておかないといけないと思うんです。

読売新聞で6月28日に、橋下大阪府知事が、障害者の雇用法定率を日本一にすると、高らかに宣言したんですけれども、実際に未達成の企業は入札に入れないうような事をやろうと、そういう条例を作ろうとしたんですが、総務省から法律違反だという事でストップが掛かったという記事がありました。

或いは、テレビではこの前、交野市でパチンコ店の規制条例を独自に、小学校から150mですか、離れたところまでパチンコ店は出来ないという条例を作ったんですけれども、府の方では100mだから業者はそれで府の許可を貰ったという事でやると、こういう事例が結構あるんですね。

ですから私はそういうキチツとした条例を議会と一緒に市民と一緒に作って欲しいという倉田市長の熱い思いがあると思いますから、それと同時に、守備的にですね、そういう先程お聞きしたように法令とか条例なんかですね、かなり早い時点から法制課などを入れて検討しておかないと、そういう落とし穴にはまるという事もあって申し上げた。

以上2点をもし見解があればお願いしたいと思います。

●増田会長

はい、事務局どうぞ。

●広瀬副部長

貴重なご意見として賜ってこれからも検討させていただきたいと思いますが、少しだけ、整理をしておいた方が良いかと思います。

この議案書の8-6ページをご覧ください。8-6ページの

上のスライドは、山裾部の景観保全をこれからどうかなえていくかということについて、2つの考え方、切り口がありますよという事を申し上げます。

上の①は、「まとまった緑の保全」ということで、ダイレクトに今残ってるボリュームがある緑を守る方法を検討したいということです。

その時にはそれこそ相手のある話しですから先程部長が申し上げたみたいに地権者と対々で話しをする位の密度で話しをする必要がありますし、その時の手段としてはここに例に書いているような、例えば市民緑地であるとか借地公園もあるし、もったきつくいくのであれば先程部長が申し上げたような、都市緑地保全法に基づくような指定もあるかもしれません。

これは相手を見ながら相談をしながらやっていくというやり方だと思っています。

で、それだけでは絶対駄目だなというのがあって、もう一つ重ね技でですね、今回合わせ技でやりたいと思ってるのが、下の2番目の②で、山裾部で開発行為が出て来たときにやはりそれは見え方という視点でコントロールしないといけないだろうと、その時はさっきのダイレクトに守ると言うよりは、やはり緩やかであるだろうと、財産権もありますんで、絶対建てたらいけないなんて話は出来ないと思うんです。

だからその時には、景観という視点からコントロールできる仕組み、ルールと仕組みを今回作りたいと考えています。

その時に、何が良くなかって考えた訳ですが、独自条例もあるかなとは考えましたが、やはり先程その法制度とのチェックの必要性について意見をいただきましたけど、その意味において我々とし

ては少しでも法的なバックボーンが欲しい。その時に使えるのは景観法で、景観法があるから景観法を受けた委任条例がやっぱり良いと考えています。

箕面で言えば都市景観条例があるので、景観法の裏付けのある中で、地区指定をしてルールづくりをしてやっていきたいというのが思いです。今のところそういう方向で考えたいと思っています。

それと、色々アドバイスをいただいている中で今日も説明しましたように②の中でも制限の強弱は絶対に出てくると、市街化区域と市街化調整区域は絶対違うだろう、市街化区域はそもそも土地利用しても良いというところですから、先程の高層住宅の建て替えについても建て替えはしていただくと、やっぱり生活もされてるわけですから。

ただその時にどうコントロールするかということで、調整区域は、そもそも市街化を抑制する区域ですから、何かどうしても土地利用されるにしても見えないようにしてくれと、極端な話しですけど、そういう事を議論していくということです。で、地元への説明についても当然市街化区域と調整区域では違った説明の仕方も出てくるだろうというふうに考えております。

いずれにしても、色んなパターンがあると思いますので、ご意見を参考にしながら今後、深めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

●増田会長

はい、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

●内海委員

箕面市が今度やろうとしているこの山裾部までというのは、対外的にも箕面市にとっても凄いところまで踏み込ん

だなと思うんです。

それを4月までに仕上げるという事なんで、これは大変だという思いがありますから、やはりやる限りは、先程言ったように攻撃面・守備面、両方ビシッとやって、箕面市民と市も議会も一体となってこんな凄いものを作ったという、それぐらい大きな問題に踏み込んだと思っておりますので、是非とも成功して欲しいという意味で意見を申し上げたというふうにとっておいてください。

以上です。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

はい、大町委員どうぞ。

●大町委員

はい。8－9ページの眺望点の問題なんですが、箕面の山なみは綺麗だなというふうな市民感情を持つためには、大体国道171号より南の方から見た山なみというふうに私は考えます。

ところがここでおっしゃってる山裾の景観を云々と言う時には、その地点から見たらかなり高い建物でも殆ど収まってしまいますので、そういう視点で見るときには少なくとも府道9号、池田箕面線のやや南くらいから見た視点でものを論じないといけないんじゃないかなど。

だから、ここで言う視点、眺望点というのは市民感情で言う“綺麗な”と言うのと“残さないかん”と言うのはちょっと違うんじゃないかなというふうに思っております。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

はい、森岡委員どうぞ。

●森岡委員

ちょっと、違った観点と言いますか、お話は出てるかと思いますが。

4月までにも一応こういう政策を打ち出したいという考え、これは大賛成なので、ある程度、今かなりの部分で合意されてる分についてでもですね、極力早めにそういう骨格を作っていただきたいと思います。

例えば8-9ページで出してる、フォトモンタージュの提出という事であればですね、例えばこれをどういう基準で判定していくかっていうその辺についてはそれこそ先程からあるような、その私権の問題とか色々あると思います。

だからこれについては並行して、時間をかけて、あの笹川委員からありましたようにパブリックコメントだけでやるんじゃなくてですね、本当に市民の中で色んな議論を出し合ってますね、お互いが許容しうる線はどこだというような事を議論しながら、細かい事を決めていくというそういう両面で進めていただけたらというふうに思います。

まあ意見というか要望というか、という事で受け止めていただければと思います。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

はい、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

すみません、簡単に。8-7ページなんですけれども、新たな仕組みのイメージのところでは新たな重点地区の指定というのがあるんですけれどもね。

ここがちょっと途中で切れてるというか、8-4ページでは位置づけの中では全部、全域入ってるんですけれども、これ切れてますよね。

これどうするのか、これこういう所で切ってしまうのか、それともやっぱり箕

面市全域なのか、その辺の事だけ確認お願いします。

●増田会長

はい、事務局いかがでしょうか。

●千田課長

この絵では実際、国際文化公園都市の取り扱いがどうなるかという事だと思います。

国際文化公園都市につきましては、都市景観形成地区という別の指定をしています。

川合地区や立会山地区の一部は既に景観形成地区になっており、今後、山裾部も同じく指定していくと思います。

景観形成地区で見るのか、今後検討する地区指定を重複して両方で見るのか。この中身がもう少し煮詰まった時点でその辺は決めていきたいと考えています。

今回の山裾保全地区というか、名称はまだ決まってませんが、その取り扱いが決まり次第、重複してかけるかどうかというのは決まっています。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

たぶん、皆さん方、概ね良い事ですので4月を目標に短期間ですけれども、進めて欲しいというご意見だと思います。

ただし、慎重に地元合意、或いは議会との関連等々も十分に連携を図りながら展開をしてくださいという事でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、申し訳ございません。途中で30分延ばして更に30分程伸ばしてしまいました。申し訳ございません。

2時から5時半という3時間半休憩もとらずに長時間進めてきましたけれ

ども、これで本日の審議会を終えてよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

そうしましたら一応今日いただいておりました内容についてはすべて終了したと思います。

どうもご協力ありがとうございます。

これからもまだ、たくさん色々な案件がございますので、ご協力の程お願いして今日は終了したいと思います。

どうもありがとうございました。